平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・

に、

13	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・

を

13	・　・	・　・	・　・	・　・

に改め、同表の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成26年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」及び「、平成26年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を削る。

別表十三㈣の表中

1	昭 平　・　・

を

1	・　・

に、

3	昭 平　・　・

を

3	・　・

に改める。

別表十三㈥の表中

平　・　・

及び

昭 平　・　・

を

・　・

に改める。

別表十三㈧の表中

9	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

9	・　・	・　・	・　・	・　・

に改める。

別表十三㈩の表中

3	平　・　・

を

3	・　・

に、

4	平　・　・

を

4	・　・

に改める。

別表十四㈠の記載要領第１号中「(租税特別措置法第67条の５の２第１項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。)」「の益金又は損金算入」及び「(租税特別措置法第68条の102の３第１項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。)」を削り、同第11号中「、租税特別措置法第67条の５の２第１項に規定する政令で定める事実」「(租税特別措置法第67条の５の２第１項の規定の適用を受けるときを含む。)」及び「、租税特別措置法第68条の102の３第１項に規定する政令で定める事実」を削る。

別表十四㈡の表中

所　得　金　額　仮　計 （別表四「25の①」）	7

を

所　得　金　額　仮　計 （別表四「25の①」＋「26の①」）	7

に改め、同表の記載要領第１号中「(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第10項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

別表十四㈣の記載要領第１号中「この記載要領」を「この号」に改め、同第11号中「平成25年４月１日以後に法第62条の７第１項の支配関係を有することとなつた場合（」を削り、「この記載要領」を「この号」に改め、「に限る。)」を削る。

別表十四㈥の表中「公益法人等が普通法人に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書」を「公益法人等が普通法人等に移行する場合等の累積所得金額又は累積欠損金額の益金又は損金算入等に関する明細書」に改め、同表の記載要領第１号中「普通法人」を「普通法人等」に改め、「の益金又は損金算入」を削る。

別表十四の二㈠の表中

連　結　所　得　金　額　仮　計 （別表四の二「33の①」）

を

連　結　所　得　金　額　仮　計 （別表四の二「33の①」＋「34の①」）

に改め、同表の記載要領第１号中「(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第14項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

別表十六㈠の表、別表十六㈡の表及び別表十六㈢の表中

平　・　・　平　・　・

を

・　・ ・　・

に改める。